⑸　経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
⑹　次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札書提出期限の直近２年間（下記⑤及び⑥については２保険年度）の保険料について滞納がないこと。
①厚生年金保険、②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、③船員保険、④国民年金、⑤労働者災害補償保険、⑥雇用保険
⑺　過去５年以内に当該印刷物又は類似の物（３枚複写式ＯＣＲ様式）を150万組以上製造した実績を有するもの。
⑻　必要な用紙を確実に入手することが出来ると認められる者であること。
⑼　当方で指定した試作品を事前に提出した者であること。ただし、入札に参加できるのは、当方で実施する試作品試験に合格した者に限る。
⑽　厚生労働省から指名停止を受けている期間でないこと。
⑾　過去１年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。ただし、労働基準関係法令違反（※）により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を行い「使用停止等命令解除通知書」を受理している場合には、この限りではない。
⑿　過去１年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。
⒀　過去１年以内に厚生労働省所管法令に基づく公表制度により、又は違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業として、平成29年１月20日付け基発0120第１号厚生労働省労働基準局長通達「違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長等による指導の実施及び企業名の公表について」記３、平成31年１月25日付け基発0125第１号「裁量労働制の不適正な運用が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長による指導の実施及び企業名の公表について」記の３に基づく企業名の公表をされていないこと。
※労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法

3　入札書等の提出場所等
⑴　入札書・競争参加資格確認関係書類の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒100―8916 東京都千代田区霞が関１―２―２　厚生労働省労働基準局労働保険徴収課総務係　電話03―5253―1111（内線5151・5153）
電子メール　chou-chotatsu@mhlw.go.jp
※入札説明書の交付希望者は電子メールにて交付希望の連絡を入れること。
⑵　入札説明会の日時及び場所　入札説明会は実施しない。
⑶　競争参加資格確認関係書類の受領期限　令和５年９月11日12時00分
⑷　試作品の提出場所及び問合せ先
〒177―0044 東京都練馬区上石神井４―８―４　厚生労働省上石神井庁舎厚生労働省労働基準局労働保険徴収課労働保険徴収業務室業務第一係　電話03―3920―3311（内線406・404）
⑸　試作品の受領期限　令和５年９月11日12時00分
⑹　入札書の受領期限　令和５年10月３日12時00分
⑺　開札の日時及び場所　令和５年10月４日17時00分　原則として、立会での開札は行わない。
4　電子調達システムの利用
本案件は、電子調達システムで行う。
なお、電子調達システムによりがたい者は、書面により申し出た場合に限り、紙入札方式に代えることができる。紙入札方式の場合については郵送にて厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）及び入札書の提出を行う。
5　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札者に要求される事項
この一般競争に参加する者は、製造物品の品質、特質及び条件に適合する試作品と競争参加資格に関する証明書等を令和５年９月11日までに提出しなければならない。入札者の試作品及び関係書類は当省において審査するものとし、採用し得ると判断された場合の入札書のみを落札決定の対象とする。入札者は、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
⑷　留意事項
ア　入札者から提出される契約関係書類については、事業者としての決定であることを要する。
イ　契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴収することがある。
⑸　入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札の条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。
⑹　契約書作成の要否　要
⑺　落札者の決定方法
本公告に示した業務を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
⑻　手続における交渉の有無　無
⑼　その他　詳細は入札説明書による。
6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Hirofumi Katafuchi. Director, Labour Standards Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare
⑵　Classification of the services to be procured : 26
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Form of the Report on the Estimated Amount of Labour Insurance Contribution and on the Definite Amount of Labour Insurance Contribution. 2,127,000 sets. (4,254,000 folding sheets.)
⑷　Delivery period : By 14 March 2024
⑸　Delivery place : The place specified by the Official in charge of disbursement of the procuring entity
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　Have Grade A, B or C, on “Form print” among “Manufacture of product” in terms of qualification for participating in tenders by Ministry of Health, Labour and Welfare (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2022, 2023 and 2024
②　Not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause
③　Not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting
④　Prove to have no false statement in tendering documents.
⑤　Prove neither the business condition nor credibility is deteriorating.
⑥　For bidders subject to the following insurance system of each item, and it is not in arrears either of insurance premiums (2 insurance year about ㈤ and ㈥) for the last two years of the bid submission deadline of this bid : ㈠Welfare annuity insurance ㈡Health insurance (the thing which association of national health insurance has jurisdiction over) ㈢Seamen’s insurance ㈣National pension ㈤Worker’s compensation insurance ㈥Unemployment insurance